

日田市パートナーシップ宣誓制度の手引き

大分県日田市

目 次

- 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ P1
- 2 パートナーシップ宣誓手続きの流れ P2
- 3 宣誓することができる方 P3
- 4 宣誓に必要なもの P3
- 5 宣誓書の記載における配慮 P4
- 6 宣誓後について（交付、再交付、返還） P4
- 7 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークについて . P5
- 8 よくある質問 P6

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

日田市パートナーシップ宣誓制度とは

日田市では、性別に関わらず、お互いの生き方の理解を深め、尊重し合える社会の実現を目指しています。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市長が受領証を交付するものです。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務が発生するものではないため、お二人の間に相続や税制面など法律上の効果はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

日田市としてこの制度の導入により、市民や事業者の皆様にも性の多様性の理解を広めることで、お二人が抱える生きづらさが解消され、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めるものです。

パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係。

性的マイノリティとは

一般的に戸籍上の性と性自認（自分が認識する性別）が一致し、性的指向（恋愛の対象）が異性であることが典型とされるが、この典型にあてはまらない人。

2 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

① 事前相談

パートナーシップ宣誓制度の趣旨や宣誓に必要なものなどを確認します。
まずはご相談ください。

② 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日の原則7日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに、来庁・電話・メールで予約してください。
- ・ 宣誓できる時間：平日（年末年始除く）の午前8時30分から午後5時
- ・ 宣誓の日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

【予約先】

日田市役所別館 1階 人権・部落差別解消推進課 啓発推進係
電話 0973-22-8017（直通）
mail jinkensuisin@city.hita.lg.jp
日時 月～金 8：30～17：00（祝休日・年末年始除く）
場所 日田市田島2丁目6-1

③ パートナーシップ宣誓

- ・ 予約した日時に、お二人でお越しください。
※ご希望に応じて、個室を準備します。
- ・ 必要書類をご持参ください（必要書類は3P参照）
- ・ 市職員立ち会いのもと、お二人でパートナーシップ宣誓書に署名していただきます。

内容確認

- ・ 申請書類について、要件を備えているか確認します。

④ 宣誓書受領証交付

- ・ 要件を満たしている場合は、宣誓書の写しを添え、受領証を交付します。
- ・ 宣誓から交付までは1時間ほどを要しますのでご了承ください。

3 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・双方が民法に定める成年に達していること
- ・一方または双方が市内に住所があること、または14日以内に転入を予定していること
- ・双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）
- ・双方が宣言する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・双方の関係が近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族または直系姻族）でないこと
（※パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く）

4 宣誓に必要なもの

宣誓には次のものが必要となります。

- ① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）および確認書（様式第2号）
 - ・宣誓受付窓口に準備しています。記入は宣誓時にさせていただきます。
- ② 住民票の写し（住民票記載事項証明書） ※3か月以内に発行されたもの
 - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
 - ・14日以内に転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書等
- ③ 配偶者がいないことを証する書類（独身証明書・戸籍抄本等）
 - ・1人1通ずつお持ちください。 ※3か月以内に発行されたもの
 - ・独身証明書や戸籍抄本は本籍地の市区町村で取得することができます。
 - ・外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。
- ④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

1点で確認できるもの	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、身体障害者手帳など、官公署発行の顔写真付き身分証明書
2点で確認できるもの	健康保険証、各種年金証書、介護保険証、学生証、社員証など 顔写真のない場合は2点の書類

- ⑤ 通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（給与明細書・郵便物・名刺・社員証等）
- ⑥ 受領証に子どもの記載を希望される場合は、子どもとの関係性を確認できる書類

5 宣誓書の記載における配慮

(1) 通称名の使用

通称名を使用することができます。ご希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示してください。その場合、受領カード表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

(2) 子どもの記載

双方又は一方と生計を同一とする子ども（実子又は養子）がいる場合で、希望する方には受領証に子どもの記載をすることができます。

- ・記載を希望される場合、子どもとの関係性を確認できる書類の提出が必要です。

6 宣誓後について(交付、再交付、返還)

(1) 受領証等の交付

お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号） 各1部
- ・パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の写し 1部

(2) 宣誓書受領証の再交付

紛失やき損などにより、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

き損・汚損の場合は、すでに発行している受領証と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。

※再交付は宣誓から10年間までとなります。

(3) 宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)」を提出し、宣誓書受領証を返還してください。

- ①パートナーシップが解消された場合
- ②一方が死亡した場合
- ③双方が日田市外へ転出した場合
- ④虚偽やその他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明した場合
- ⑤交付を受けた受領証を不正に使用したことが判明した場合

※本人確認書類(運転免許証など)も必要となります。

7 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」について

標記ネットワークに加入する自治体間で異動する場合、簡易な手続きで異動先自治体で受領証の交付が受けられます。

(1) 日田市から転出する場合

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下、連携自治体という）へ転出し、当該自治体にパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合、日田市へのパートナーシップ宣誓書受領証の返還は必要ありません。

(2) 日田市へ転入する場合

連携自治体から日田市に転入し、パートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合、改めて日田市の受領証を発行します。

申請に必要なもの

- ① パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号）
 - ・記入は宣誓時にさせていただきます。
- ② 転入前に交付を受けた受領証等
- ③ 住民票の写し（住民票記載事項証明書）
 - ・3か月以内に発行されたもの
 - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
 - ・14日以内に転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書等
- ④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

※手続き方法は、2ページ「パートナーシップ宣誓手続きの流れ」と同じです。

【宣誓に係る注意事項】

異動元の自治体に対し、「パートナーシップ宣誓書受領証交付通知書」を通知することに同意いただけない場合は、宣誓書の受付ができかねますので、ご了承ください。

8 よくある質問

Q 1 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。一方、日田市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので、法的効力が生じるものではありません。戸籍や住民票にも記載されません。

Q 2 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報はず守られます。また、宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで対応いたします。

Q 3 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

いずれか一方が日田市民の方、または14日以内に転入予定の方を対象としています。転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書を提出してください。

Q 4 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。（ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆可能です）

Q 5 費用はどのくらいかかりますか？

宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍や住民票の発行手数料については、ご負担いただくことになります。

Q 6 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q 7 宣誓書受領証に有効期限はありますか？

本制度は、市として宣誓書を受領したことを証するものであり、法的効果が生じるものではないため、宣誓書受領証に有効期限は設けていません。ただし実施要綱第9条各号に定める返還の条件に該当した場合は速やかに返還していただきますようお願いいたします。



【問い合わせ先】

日田市役所別館 1階
人権・部落差別解消推進課
啓発推進係

〒877-8601 日田市田島2丁目6-1

電話 0973-22-8017 (直通)

Mail jinkensuisin@city.hita.lg.jp

FAX 0973-22-8259